

# 大企業の「非正規切り」を初の断罪

## いすゞ期間工切りの「違法」と認定

いすゞ自動車栃木工場の元期間社員三人が、同社を相手取り、「非正規切り」で行なわれた賃金カットの支払いを求めていた仮処分裁判で宇都宮地裁栃木支部は十二日、いすゞの違法行為を認定し、労働者側の訴えを全面的に認める決定を出しました。

申し立てていたのはJMIUいすゞ自動車支部の松本浩利執行委員長ら。

同社は期間社員等千四百人を昨年十二月二十六日付で期間途中で解雇すると通告。世論と運動に押されて期間社員について解雇を撤回したものの、代わりに希望退職を募集し、応じない場合は休業扱いとし賃金を60%にカットしました。松本さんらは不当だとして、差額賃金の支払いを求めていました。

決定は、期間途中の解雇について「労働契約法十七条一項によって原則として禁止され、使用者側に期間労働者に対する雇用保証が厳格に課せられており、期間労働者の保護が図られている」と不当性を指摘しました。

休業命令についても「期間の定めのない労働者に対する場合と比べて、より高度なものを要する」と不当性を認め、期間社員

の差額賃金請求権は消滅したとするいすゞの主張を「正義・公平の理念に違反し、条理にも反する」と却下。総額約八十万円の差額賃金の支払いを命じました。

記者会見した松本委員長は「決定を素直に喜んでいる。労働組合を結成し、多くの仲間の支援を得てたかった成果だ。正社員化を求めた東京地裁での勝利に全力をあげたい」とのべました。(しんぶん赤旗 5/13より)

「いすゞもあなび」の解雇は「違法の疑いあり」とす。  
労働局に直接雇用等の申し立てを!

## 「派遣切り」はストップできる

✓ 派遣社員として同じ仕事を3年以上している

✓ “請負”だったのに途中から“派遣”に変わった

✓ 派遣先で雇われて、また“派遣”にもどった

✓ 派遣されている職場は3年以上派遣社員を使っている

まずはご相談を日本共産党事務所まで

相談ならどんなことでも  
日本共産党へ

兵庫県委員会	TEL 078-577-6255
東灘・灘・中央地区委員会	TEL 078-351-2541
兵庫・長田・北地区委員会	TEL 078-642-0448
神戸西地区委員会	TEL 078-753-5287
川崎重工委員会	TEL 078-341-3235
	FAX 078-341-3236

ホームページ <http://www.jcp-kawajyu.jp>

あなたもお読みください

しんぶん 赤旗

刊●月2,900円  
曜版●月 800円

県民にやさしい  
県政にかえよう



田中 耕太郎

「憲法が輝く兵庫  
県政をつくる  
会」代表幹事